

社会資本整備審議会河川分科会（第35回）

2008年4月25日（金）

【事務局】 それでは、定刻となりましたので、ただいまより、第35回社会資本整備審議会河川分科会を開催いたします。

私、事務局を務めます、国土交通省河川局総務課長の でございます。どうぞよろしくお願いたします。

本日は、第35回河川分科会に引き続き、第36回河川分科会を本会場で予定しております。事務局の都合により、このような日程とさせていただきましたが、両分科会に出席される委員の方には、長時間となりますが、よろしくお願いたします。

それでは、まず、本日の議題であります、鈴鹿川水系、梯川水系及び新宮川水系に係る河川整備基本方針の策定についてを調査審議するため、臨時委員として、鈴鹿川水系に関しましては三重県知事、梯川水系に関しましては石川県知事、新宮川水系に関しましては三重県知事、奈良県知事及び和歌山県知事にご出席をお願いし、本日はそれぞれ代理の方に出席していただいておりますので、ご報告申し上げます。

次に、お手元に配付しております資料のご確認をお願いいたします。

議事次第、名簿、配席図に並びまして、続きまして、資料の1といたしまして、各水系の河川整備基本方針（案）の概要でございます。

続きまして、資料の2といたしまして、河川分科会河川整備基本方針検討小委員会からの報告が資料2でございます。

続きまして、資料3-1から3-3までございますが、鈴鹿川、梯川、新宮川のそれぞれ河川整備基本方針の（案）でございます。

続きまして、資料の4-1から4-3まで、鈴鹿川、梯川、新宮川の工事実施基本計画と河川整備基本方針（案）の対比表でございます。

それから、別冊といたしましたファイルは、河川整備基本方針検討小委員会の審議に使用しました資料の抜粋でございますので、参考にさせていただきたいと思っております。

以上の資料に不備がございましたら、事務局にお申しつけください。よろしいでしょうか。

本日の委員の出席状況でございますが、河川分科会員総数の3分の1以上に達しており

ますので、本分科会が成立していることをご報告申し上げます。

それでは、分科会長、進行のほう、よろしく願いいたします。

【分科会長】 です。どうぞよろしく願いいたします。

委員の皆様には、ご多用中のところご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、早速ですが、議事に入ります。

本会の議題は、鈴鹿川水系、梯川水系及び新宮川水系に係る河川整備基本方針の策定についてでございます。本件は、先般、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に付議され、同会長から河川分科会長に付託されたものであります。これを受けて、河川分科会として、効率的かつ密度の高い審議を行うことが必要と判断し、河川分科会運営規則に基づき、当分科会に設置した河川整備基本方針検討小委員会でご審議をいただきました。

小委員会での審議の経過及び結果につきまして、委員長よりご報告をお願いいたします。よろしく願います。

【委員】 です。よろしく願います。鈴鹿川水系、梯川水系、新宮川水系の河川整備基本方針の審議結果について、ご報告いたします。

鈴鹿川水系は2月15日、2月28日、梯川水系及び新宮川水系は2月21日、3月18日の2回委員会を開催しました。

委員会には、各河川に詳しい河川工学の専門家、地元の県知事及び地元の有識者の方も加わり、地元事情を踏まえた活発な意見交換が交わされ、各河川の整備の方針について議論していただきました。

なお、委員会メンバー表は、資料2の小委員会報告の5ページ、これを参照してください。

各水系の河川整備基本方針の概要と審議において指摘された主な委員意見と、それらへの対応についてご紹介いたします。

最初に、鈴鹿川水系でございます。資料1の各水系河川整備基本方針(案)をごらんください。

流域及び河川の概要でございます。

鈴鹿川水系は、三重県北部に位置しており、流域面積は323平方キロメートル、幹川流路延長38キロメートル、想定氾濫区域内人口約8万人の1級水系です。下流部には日本屈指の石油コンビナート地帯が発達し、中流部には自動車関連産業や液晶関連産業が発達

しており、一たび氾濫すると甚大な被害が発生します。年平均降水量は上流部2,200ミリメートル超、中下流部1,800ミリから2,200ミリメートルと、全国平均の1,700ミリメートルより多いにもかかわらず、花崗岩が風化したマサで河床材料が構成されているため、表流水が伏没し、極端に少ない状況です。

災害の発生の防止または軽減についてです。

工事実施基本計画策定後には、計画を変更するような大きな洪水は発生しておらず、流量データによる確率からの検討、時間雨量データによる確率からの検討、既往洪水からの検討、150分の1確率規模モデル降雨波形による検討等により総合的に検討し、河川整備基本方針においても既定計画と同様に、基本高水のピーク流量を基準地点高岡で3,900トン/sと設定しました。

洪水調節施設と河道への配分流量は、河道のみで3,900トン/sを分担することとしています。堤防の新設、拡築、河道掘削、樹木伐開、堰等の横断工作物の改築等により河積を増大させることとしています。下流平野部の石油コンビナート地帯において、浸水による被害のみならず、危険物質の流出など重大な二次被害を引き起こすことに留意して、河川の整備や管理を行うこととしています。

河川環境の整備と保全です。

中流部では、多様な動植物の生息・生育・繁殖環境となっている砂州等を保全するとともに、アカザやヨシノボリ等が生育・繁殖する瀬や淵の保全に努めることとしています。下流部では、スナヤツメ等、多様な魚類が生育・繁殖する瀬や淵の保全に努めることとしています。河口部では、シギ、チドリ類の渡り鳥の中継地となっている干潟において、河道整備を行うに当たって多様な環境を確保できるよう配慮することとしています。支川安楽川では、ネコギギ等が生息・繁殖する瀬や淵の保全に努めることとしています。

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持についてです。

流水の正常な機能を維持するため必要な流量については、毎年のように瀬切れが発生する区間が存在すること等から、今後、河川及び流域における諸調査を踏まえ、流水が伏流している河川特性と動植物の生息・生育・繁殖に必要な流量との関係等を把握するとともに、関係機関と連携し水利用の実態を把握した上で決定するものとしています。

審議報告についてです。資料2の小委員会報告をお開きください。資料2でございます。1ページ、ごらんください。危機管理についてです。

鈴鹿川が氾濫して石油コンビナート地帯が浸水した場合に備えて、各事業者がどのよう

な備えを行っているのか、また、河川管理者としての危機管理をどう考えるかとの質問がありました。

これについては、各事業者が石油の流出拡大防止のための防油堤の設置や防災訓練等を実施しており、国及び地方公共団体は、「三重県石油コンビナート等防災計画」を策定し、防災体制の確立等、行政機関が処理すべき事務や業務を規定している。これらは、地震・津波対策を重点的な対応としており、河川氾濫による危機管理対応は不十分である。このため、河川管理者の今後の対応として、各種会議で河川氾濫による浸水被害の危険性について情報提供を行い、防災に向けた取り組みを働きかけるとともに、洪水氾濫等による災害や石油コンビナートの被災による危険物質の流出など重大な二次災害から貴重な生命、財産を守り、地域住民が安心して暮らせるよう河川等の整備や維持管理に努める旨の説明が事務局よりあり、本文に記載することにしました。

具体的には、資料４－１をごらんください。４－１の対比表、８ページです。４－１の８ページ、右側、下から１０行目です。

特に下流平野部において石油コンビナート地帯が立地し、一たび氾濫すると浸水による被害のみならず、危険物質の流出など重大な二次災害を引き起こすことに留意して、河川の整備や管理を行うと記載しました。

樹木管理についての審議です。

マダケ・メダケの群落が発達しており、在来種ではあるが、ある程度コントロールが要るのか教えてほしい。また、ツルヨシは、繁茂して川の河床を動かなくしているケースもある、人為的にコントロールするのかよいかどうか教えてほしいとの質問がありました。

これについては、治水上支障のある区間に繁茂するマダケ・メダケは、河川環境に配慮しつつ、段階的に伐開を行う。治水上支障のある区間に繁茂するツルヨシは伐開し、河道掘削を行うことで必要な流下能力の確保を図るとともに、ツルヨシ群落の繁茂による河床の固定化への影響については、モニタリングを実施する旨の説明が、事務局よりありました。

次に、梯川水系であります。資料１の各水系河川整備基本方針（案）の概要の３ページをごらんください。

流域及び河川の概要です。

梯川水系は、石川県の南部を流れる河川で、流域面積を２７１平方キロメートル、幹川流路延長４２キロメートル、想定氾濫区域内人口約１１万人の１級水系です。年間降水量

は、平野部で約2,200ミリ、山地部で約2,700ミリメートルと全国平均を大きく上回ります。下流部の河床勾配は約4,500分の1の緩流河川であり、山間部と海岸砂丘に囲まれた低平地で、一たび氾濫すると甚大な被害が発生します。

災害の発生の防止または軽減についてです。

既定計画策定後に計画を変更するような大きな洪水は発生しておらず、流量データによる確率からの検討、時間雨量データによる確率からの検討、既往洪水による検討等により総合的に検討し、河川整備基本方針においても既定計画と同様に、基本高水のピーク流量を基準地点小松大橋で1,700トン/sと設定しています。河道と洪水調節施設への流量配分は、河道で1,000トン/s、洪水調節施設で700トン/sとしています。堤防の引堤及び河道掘削等により河積を増大することとし、基本高水流量と計画高水流量の差分については、既設洪水調節施設の有効活用及び新規洪水調節施設により対応することとしています。下流部は、山間地と海岸砂丘に囲まれた低平地が広がり自然排水が困難なことから、関係機関と連携・調整を図りつつ、内水対策を実施することとしています。

河川環境の整備と保全です。

中流部においてアユの産卵場となる瀬・淵が連続する河床形態の保全等に努めることとしています。下流部においてオオヨシキリが生息するヨシ原、ワスレナグモが生息する高水敷の草地環境、セイタカヨシが生育する感潮域の多様な水際の保全等に努めることとしています。

河川の適正な利用及び正常な機能の維持についてです。

広域的かつ合理的な水利用の促進を図るなど、今後とも関係機関と連携し必要な流量の確保に努めることとし、埴田地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量は、4月から6月及び10月から11月はおおむね1.4トン/s、12月から3月はおおむね2.3/s、それ以外の時期はおおむね1.1トン/sとし、もって流水の適正な管理、円滑な水利使用、河川環境の保全等に資するものとしています。

審議報告であります。資料2の小委員会報告の2ページをごらんください。

河道計画です。

基本高水のピーク流量について、既存洪水調節施設の有効活用、引堤及び河道掘削により処理が可能なかどうか、具体的に説明してほしいとの質問がありました。

これについては、基本高水のピーク流量1,700トン/sに対し、河道で処理する流量は1,000トン/sについては、最下流部の引堤、その上流の分水路整備及び引堤、

河道掘削を順次実施し、段階的に水位低減を図ることとし、洪水調節施設で処理する700トン/sについては既設ダムの有効活用及び新規洪水調節施設の整備等により処理する方針である旨の説明が、事務局よりありました。

一般に大規模な河道掘削等を行うと、その後土砂が堆積する傾向になる。梯川の下流部では計画降水流量を流下させるため、引堤とともに相当量の掘削を想定しているが、この区間で土砂は安定するのかなどの質問がありました。

これについては、上流の既設ダムの比堆砂量を見る限り、梯川は我が国でも比較的、土砂生産量が少ない河川に分類されることなどから、維持が困難なほどの土砂堆積は起こらないものと想定している。しかし、支川からの流入土砂量のデータが不足するなど、土砂移動機構の解明は十分ではないことから、今後とも経年的な河床変動や洪水時の水面形等のモニタリングを継続しつつ、治水上安定的な河道の維持に努める旨の説明が、事務局よりありました。

最後に、新宮川水系であります。資料1の各水系河川整備基本方針(案)の概要4ページをごらんください。

流域及び河川の概要です。

新宮川水系は、奈良県と和歌山県と三重県にまたがる河川で、流域面積は2,360平方キロメートル、幹川流路延長183キロメートル、想定氾濫区域内人口約5万人の1級水系です。流域の年平均降水量は約2,800ミリメートルで、全国でも有数の多雨地帯です。流域の95パーセントを山地が占め、下流部のわずかな平地に人口資産が集中しています。新宮川は洪水時の水位が高く、水位の高い状態が長時間に及ぶため、洪水位より低い市街地を流れる市田川や相野谷川では、内水被害が発生しやすい状況です。

災害の発生の防止または軽減についてです。

工事実施基本計画策定後に計画を変更するような出水は発生しておらず、流量データによる確率からの検討、既往洪水による検討等により総合的に検討し、河川整備基本方針においても既定計画と同様に基本高水のピーク流量を基準地点相賀で1万9,000トン/sと設定しています。基本高水のピーク流量の全量を河道で分担することとしています。内水被害の著しい地域においては、河道や沿川の状況等を踏まえ、住民との合意形成を図りつつ、宅地のかさ上げ等の対策や排水ポンプの整備等の内水被害の軽減対策を実施することとしています。河口砂州等については、砂州形状や洪水時の水面形等を継続監視し、必要に応じ適正な管理を行うとともに、今後の河道計画等の基礎資料とすることとしてい

ます。

河川環境の整備と保全についてです。

上流部においては、キリクチを初めとする魚類等の生息・繁殖場となる瀬・淵の連続する溪流環境の保全に努めることとしています。中流部においては、アユやアユカケ等の回遊魚の遡上・降下が可能な連続性の維持に努めるとともに、アユの産卵環境等となる瀬・淵の保全に努めることとしています。下流部においては、治水上必要な河道掘削時に、シオクグ等が生育する干潟が再生されるよう緩勾配での掘削をモニタリングしながら、順応的に実施することとしています。

河川の適正な利用及び正常な機能の維持についてです。

広域的かつ合理的な水利用の促進を図るなど、今後とも関係機関と連携し必要な流量を確保することとし、相賀地点における流水の正常な機能を維持するために必要な流量は、2月から6月及び10月16日から11月までの期間はおおむね12トン/s、7月から10月15日及び12月から1月までの期間はおおむね10トン/sとしています。

審議報告です。資料2の小委員会報告の3ページをごらんください。

河道計画についてです。

河口砂州について、どの程度の流量でフラッシュされるのか。これは、砂州が洪水によって崩れていくという意味で、フラッシュされるのか。水位と流量の関係等を示すデータを見て、今までどのような現象が起こっていたのか説明すべきとの意見がありました。

これについては、これまでの洪水で水位と流量の関係を確認したところ、おおむね6,800トン/sから9,500トン/sで河口砂州がフラッシュされていたと推定される。今後、水位計を増設し、洪水時の水面形の把握を行い、河床の変動状況等を推定し、河道計画等の基礎資料とする旨の説明が、事務局よりありました。

土砂管理についてです。

旭ダムでは、排砂バイパスを通じて、大きな石を含め土砂を下流に流している。土砂管理上、示唆に富む施設なので、その内容を説明すべきとの意見がありました。

これについては、関西電力が整備した旭ダムでは、ダム貯水池内での堆砂の抑制、濁水長期化の抑制、下流環境の改善等を目的に排砂バイパスを整備した。運用を開始した平成10年以降には、ダム建設前の河床高に戻る傾向が見られ、大きく露出していた岩の周りに、中小砂れきが流れ込み、下流河川の環境が回復するとともに、濁水の長期化も軽減している旨の説明が、事務局よりありました。

以上のように、議論を取りまとめて、提案された3水系の河川整備基本方針の案を策定いたしました。よろしくお願いいたします。

【分科会長】 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明につきましてご意見、ご質問など、ご発言をお願いしたいと思います。初めに各委員の皆さんから意見をいただいた後で、関係各県の方々からお願いしたいと思います。

では、最初に鈴鹿川水系についてご発言をお願いします。

どうぞ、委員。

【委員】 また細かいことですが、資料1の2ページのところ、本文のほうも、対比表のほうも、そうになっていますが、中流部の多様な動植物の生息・生育・繁殖というところで、アカザやヨシノボリ等が生息・繁殖と書いてあるんですけども、アカザというのは、そういう名前の種がいるんですが、ヨシノボリというのは総括名でありますので、ヨシノボリという魚はいないんですね。もし書くとすれば、ヨシノボリ類とするか、特別貴重な種がいるのであれば、例えば、カヨシノボリとかいると思いますが、種の名前を入れたほうがいい。

それから、この下の写真の一番右側に、ネコギギに配慮した護岸整備の事例というので写真があるんですが、この、一時大変はやった多自然護岸なんですけれども、こういう形態のものは、ほとんど失敗しておりますので、この写真は載せないほうがいい。

【分科会長】 事務局からお答えはありますか。

【事務局】 ヨシノボリ類でございます。ネコギギ、これは、実際に、あの中であった例でございます。いわゆる魚類なんですけれども、今は、もう少し、いろいろタイプを考えていまして、特に、ネコギギですから、岩と岩の間に入るような形と、そういったものを工夫してやっていくということで、これ、実は、あるものということで、ちょっとつけたものでございまして、現地ではございません。

【分科会長】 ほかに、いかがでしょうか。

それでは、梯川についてはいかがでしょうか。

【委員】 新宮川についてなんですけれども、この周辺というのは、全部は回っていないんですけども、熊野古道を和歌山から入ったり、あと三重県のほうからも行ったり、あと奈良のほうからも、いろいろとドライブしたりとかしている中で、非常に、日本の文化をたくさん秘めている場所でもあると思うんです。熊野古道を歩いたりして、一番感動

しますのは、日本人が、もう何百年も前から、すばらしい技術を持っていて、激しい雨が降ると、とても大きな石で、ちゃんと水が流れるようにしたり、人々が多く水のはけがいい場所は、小さな小石で石畳の道をつくったりとか、いろいろな形で、日本の文化がたくさん残っている地域だけに、私はぜひ気をつけて護岸整備していただきたいなと思います。文化というものは、とても大事で、一たん失ってしまえば、もう取り戻すことができないわけですので、恐らく、護岸整備が、いろいろなところでされてきた地域でもあると思うので、そういうところに配慮して、それを残しながら、観光資源としても残していきながら、日本の文化も、ちゃんと残せるような関係をつくりながら、一つ一つ丁寧にやっていただけるといいのではないかなと思うので、恐らく、小委員会とか地元でいろいろと質問があったときには、そういうことも指摘されたかとは思いますが、とても大事な視点だと思いますので、それを、ぜひ守っていただきながらやっていただきたいと思います。

【分科会長】     ありがとうございました。

その辺の記述については、流域の特徴とか、いろいろなところにあるような気もするんですが、いかがですか。

【事務局】     基本的に、古道だけではなくて、世界遺産ということで、対象の特徴から、すべて、そういうトーンでは記載してございます。特に、川そのものが世界遺産に入っているところは、多分、5ぐらいだと思わすけれども、世界で5だと思わすけれども、そういった意味では、非常に大切にしております。

それから、直轄区間も非常に短くて、そこから上、県の区間につきましては、まだ、それほど、ほとんどいじっていないような。ダムは上流に、図にありますけれども、あまりいじっていないような状況でございまして、そういう意味では、いい川の環境が、今、残されているところで、このまま残していきたいと思っております。

【委員】     ごめんなさい。なぜ、強調するかといいますと、最近、瀬戸市によく行くんですが、瀬戸市の中に、おそらく県の土木工事だと思わすけれども、瀬戸川の町の中の川を、昔からほんとうにきれいな石積みが残っていたのにもかかわらず、それを壊して、新しい工事をするんですね。新しい工事が、すごく、醜いといいますか、美しくない工事が、せっかくきれいだったところを、逆に壊して、よくするというにはなっていないと思うので、そういうものを生かすのか。それとも、一回崩しながら、もう一度、復元できる。よく、お城でやる石積みのやり方、ありますよね。せっかくあったいいものを壊し

ながら、もちろん、みんなの安全や命は大事ですけども、そういう、見た感じのランドスケープと言うのでしょうか、そういうものも、きちっと残していただきたい。特に、こういうところが、恐らく、何百年も前から石積みがされているものが、とてもきれいに、まだ残っているところもありますので、ぜひ、入れてください。お願いします。

【分科会長】 ありがとうございます。特に、これから県管理区間での整備計画の策定に向けては、ぜひ、ご利用いただきたいと思います。

新宮川についてはいかがでしょうか。3河川を含めてご発言いただいても結構です。

【委員】 細かいことなんですけれども、洪水時の水面形等のモニタリングという言葉が何力所かに出てくるんですが、水面形というのは、どういう。これをモニタリングすることによって何がわかるのか。初歩的な質問ですけども、水面形とは何かということと、それをモニタリングして何がわかるのか。そういうことをご説明いただけないでしょうか。

【分科会長】 これは 委員長に答えていただくのが一番いいと思いますので、よろしくをお願いします。

【委員】 水位は自記式水位計で測っているのですが、異なる地点の同じ時間で測られた水位と水位をつないだものを水面形と言うんです。我々は流れれている水の水面を見ているんですが、これを水面形と呼んでいます。その水面形というのは、川幅が狭くなったり砂州があると、急な流れ方になる。水面形は河道の状況によってせき上がったり、また急に落ち込んだり、水位の連ねた形に流れの状況が表れてきます。

これまでは、水位という点で流れを見ていたんですが、それを水面形という面的につなげた形で見ることによって、川のつくり方とか、川の守り方、そこに出ている病的な症状等、水面形から判断し、それをしっかり管理をするということが、趣旨でございます。

【委員】 そうしますと、何か、また新たな、そういう観測機器とか、観測体制といったようなものが要るのでしょうか。それとも、今までのもので、こういうものが応用できるということなのでしょうか。

【委員】 ほとんどのところは今までの施設で十分なんですけど、ここで問題にされているところは、急に流れが変わったり、そこが決定的に、安全性とかいう面で、支配的になるところ等は、今の水位計の置き方、水位計の間隔では十分なウォッチができないということで、そういうところを集中的に簡易な水位計を入れて、時間的な洪水の上昇、降下の、水面の面的な変化で、しっかり見きわめて管理するというところでございます。

【分科会長】 ほかに、いかがでしょうか。

委員、どうぞ。

【委員】 遅れてきて申しわけございません。しばらくぶりで出席させていただきました。

ちょっと 委員に、反論じゃないですけども、いかがかなという疑問を呈したいのです。多自然型という工法が一時、大はやりみたいに、全国、ばらまかれました。今、それがどうなっているのかというのは、ほぼ報告がなされていない。全国企画みたいな形で行われ、多自然型の今の現状みたいのを報告してあってしかるべきじゃないかなという感じがいたします。

新宮川についてなんですけれども、ここは多雨、たくさん雨が降ったり、少なかったり、大変、めり張りといいますか、差が大きいという川ですけども、その中で、渇水もしばしば、これからは起こっていくと。その渇水に対して、渇水容量みたいな、渇水のための容量をどのぐらいにとっておくかという、それが課題じゃないかなという気がします。

もう一つ、全国のダムを回って、最近いいなという傾向は、ダムの放水を、ある程度定期的にやりながら、石ころを洗ったり、岩石を流したりして、その岩石が輝いて、地元の人にとっては、生まれ変わったような岩石になると、とても喜ばれている例をたくさん聞きました。こういうことも、電力会社と合意のもとで一緒に川を考えていく。何か全体的に洗い流してきれいになるのを地元の人たちが喜んで支援するようなことがあってもいいのではないかなという気がします。

以上です。

【分科会長】 はい。それは、最初は多自然型とか、最近では多自然と名前を変えたようですが、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 河川環境課長の でございます。

実は、きょうの2回目のほうの分科会の後で、河川法が平成9年に改正されまして、平成19年度が、ちょうど10年たったということもございまして、河川環境行政についてのレビューを昨年度、実施しました。それで、後の分科会で、そのレビューの結果をご報告する中で、またお話ししたいと思うのですが、特に、多自然川づくりについて、簡単に、今考えていることを申しますと、平成2年に、多自然型川づくりというのは実施されまして、約十七、八年たっているところでございます。大体、多自然川づくりということで実施した河床数は、3万カ所を超えるような状況でございます。基本的に、今の河川改修においては、多自然川づくりを基本にしましょうということで、直轄あるいは県に対して指

導はしているものの、どうしても機械的に、例えば、マニュアルと申しますか、実施事例をまねているような事例もございましたり、あるいは、自然素材を使えば多自然だということもあったり、幾つかの反省点はございます。また、部分部分で多自然をやっているのですが、河川全体で、それが調和と申しますか、という反省点もございます。

そういったことで、平成17年に、多自然川づくりについてはレビューを行いまして、さらに、そういった多自然川づくりを実施するに当たって、そういった技術もありますが、人づくりであるとか、人材づくりということについても、今後努めていきたいと、そのように考えておるところでございます。

簡単ですが、以上でございます。

【分科会長】 では、今の関連でどうぞ。

【委員】 誤解を招いてしまうといけないので、今、事務局からのお話にもあったように、従来、多自然型川づくりと言っていたものを、多自然川づくりと言いかえて。型というところ、ポイントポイント、区間区間で、こういう形でつくれば多自然なんだというのが横行してしまうのを避けるために、いろいろないい事例もあるのですけれども、型と言わないようにしたんですね。

先ほどの事例は、多自然型というのではやったときに、護岸を整備するときに、お魚を守るために、水辺に穴の入った護管をつくと、その中にお魚が入るだろうということで、やたらに、これ、つくられたんです。都市河川でも、随分やられたのですが、水位が下がったり、河床洗掘されると、この穴ぼこが陸に上がって、猫のすみかになるとかいうふうになって、ほとんど機能しなかった多自然型川づくりの一事例です。

多自然川づくりがだめだったとか、そういうことでは全くないので、誤解のないように。

【分科会長】 新宮川の湧水と発電との関係について、説明をお願いします。

【事務局】 まず、湧水でございますけれども、基本的に、湧水は、天気、気候の問題と、それから社会で水を使う、この両方の要因から、湧水は起こるのですけれども、新宮川は、非常に流況がよくて、あまり、まだ湧水は少ないのですけれども、一般的に、今、気候変動の話、地球温暖化に伴いまして、気候変動が考えられる中で、雨の降り幅が、たくさん降るときと降らないとき、委員おっしゃるように、そういう傾向が見えます。こういったことが起こってまいりますと、やはり、湧水に対する心配というのは、これから、どんどん増えてくるような状況でございます。

その中で、我々、さっきも言いましたように、水を供給する側と需要、使う側で、やは

り、水をいかにうまく使っていかと、こういった節水型社会ということが、よくあるのですけれども、そういったもの含めて、これからは考えていかななくてはならないという重要な課題だと思っております。

それから、ダムから水を出して、下の石がきれいになってというお話がありました。これは、1つは、今、工夫をいろいろしております、今の既存のダムで、例えば、気象の予測技術が上がってくる中で、今まで下げた水を少し上げておいて、これは、急に来ても、ちゃんと落とせる安全な水位なのですが、ためた水を、その下流の環境のためにフラッシュ、こけが剥げていくまた制御するような形とか、石が少しでも動いて空隙ができるとか、こういったことのために水を使っている、こういった工夫もやっております。

それからまた、きょう出しております新宮川水系の、こちらのファイルを見ていただきたいのですが、新宮川の議論のときに、1という附せんがついていますが、1のカラーのページの2ページなんですけれども、こちらに、旭ダムの排砂バイパスの効果ということで、排砂バイパスの議論をしてございます。こちら、新宮川水系でございます。これに赤で1と書いていますところの。

すみません、2と書いてあるのを、逆に、前に、もっとさかのぼっていただければ、1枚。2という附せんがついていますが、その前のところのページの、下に番号が2とついてございますけれども。

旭ダムの排砂バイパスによる効果についてということでございます。新宮川に、実は、旭ダムという、これは関西電力のダムでございますが、こちらに、土砂を出す排砂バイパス。ダムに、土砂を出す口をつけているということです。これをやりましたところ、どうなったかということについて、効果を検証したことを、ここでご報告しております。

右側に、排砂バイパスを出すとうなるかということで、ちょっと小さいのですが、写真がついてございまして、1つは、出水前に大きく露出した岩の周りに中小砂れきが流れ込んでいるというのが、右のほうの写真の真ん中ぐらいにあると思いますが。また、そのダムより下流では、特有の白く丸みのある石が、バイパスで再度確認されるようになったと。こういった効果が出ているという、こういったことも、この新宮川水系の中で議論はされております。

それから、もう一つ、最初の委員の同じ新宮川の話ですけれども、世界遺産になっている熊野の中で、どういうふうにやっていくかということで、これは実際、資料の4-3、新宮川水系の対比表で、ちょっとご紹介したいと思います。どういう記載をしている

か。

こちらの7ページの(2)の河川の総合的な保全と利用に関する基本方針。資料4-3でございます。ページは7ページでございます。河川の総合的な保全と利用に関する基本方針というのが、真ん中にあると思います。そこから3行目のところを見ていただきたいのですが、「流域の風土、歴史、文化を踏まえ、地域の個性や活力を実感できる世界遺産に相応しい川づくりを目指す」と、こういう理念をきちんと、まず認識を持ってやるということでございます。

実際に、具体的にどういうふうに進めるかというのは、次の11ページでございます。11ページに、一番下の行でございますが、「良好な景観の維持・形成については、熊野本宮大社から熊野速玉大社への参詣道として世界遺産に登録される熊野川の歴史的空間やダム下流の減水区間を含め美しい渓谷等の景観資源の保全と活用を図るとともに、治水や沿川の土地利用状況などとの調和を図りつつ、水辺空間の維持・形成に努める」と。きちんと明記してやっていきたいということでございます。

以上でございます。

【分科会長】 どうもありがとうございました。

それでは、この辺で、関係の県の方々のご意見を伺いたいと思います。まず、鈴鹿川水系につきまして、委員の代理の方、よろしくお願いします。

【委員】 でございます。よろしくお願い申し上げます。これまでの小委員会等のご熱心なご論議に対しまして、深く感謝申し上げます。

今回の河川整備の基本方針につきましては、既に、県としての意見を述べさせていただいておりまして、新たにつけ加えさせていただくことはございません。けれども、今後につきまして、若干のお願いを申し上げさせていただければ幸いです。

まず、鈴鹿川につきまして、先ほどもお話がございましたように、鈴鹿川の下流部には、日本有数の石油コンビナート、四日市がございます。そうした地域が被害を受けると、これは、三重県にとりましても大変というだけでなく、日本にとりましても大変かなというように思います。

そういった状況の中で、昨年、三重県におきましては、4月15日でございますけれども、地震がございまして、鈴鹿川の堤防の一部にクラックが生じたといったことも確認されております。また、その下流部の高潮堤防につきましても、老朽化が進んでいる。そういった意味から、堤防の整備とか管理が、非常に重要な課題になってくると思っております。

す。

今後につきましては、この整備方針に従いまして、整備計画が早急に策定され、治水安全度の向上をしていただければ幸いかと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

【分科会長】 ありがとうございます。

それでは、梯川につきまして、委員の代理の方、よろしくお願いいたします。

【委員】 代理で参りました でございます。よろしくお願いいたします。

これまでの小委員会ですら十分に議論をいただいております、その内容を、このような形で基本方針に取りまとめでいただきまして、お礼を申し上げます。

石川県として、この河川整備基本方針につきましては、特に意見はございませんが、今後の河川整備計画の策定に当たりまして、少しお願いがございます。

梯川は、国管理の1級河川ということでございますけれども、治水安全度が非常に低いと認識しております、河川整備計画の中で目標年次を定めていただき、事業の促進に努めていただきたいと思います。

それから、支川の八丁川と鍋谷川という県管理の河川がございまして、この河川が、近年の洪水時に、本川の背水によりまして、漏水被害が生じております。それで、梯川本川の改修と一体として施工する必要があるということ。

それから、本川の治水安全度向上のため、洪水調節施設として、赤瀬ダムの有効活用ということの説明がありましたけれども、そういったことから、河川整備計画の素案の段階から、県の意見を反映したものとしまして、ご配慮をいただきたいと思います。

この場合は、本来、河川整備計画について言う場ではございませんけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

【分科会長】 ありがとうございます。

それでは、新宮川につきまして、委員の代理の方、よろしくお願い致します。

【委員】 よろしくお願ひ申し上げます。

新宮川につきましても、従来、意見等出ささせていただいております、反映をいただいているということで、新たに申し上げる意見はございません。

先ほどと同様に、今後につきまして、この機会をおかりいたしまして、お願ひを申し上げます。

先ほど、新宮川の話の中でもお話がございましたように、世界遺産に登録されていると

いった状況の中で、七里御浜、海岸部でございますが、世界遺産のコアゾーンにも指定されています。そういった状況の中で、海岸浸食は非常に進んでいるといったことで、地元あるいは本県といたしましても、非常に大きな課題と認識をいたしているところでございます。県の対策といたしまして、現在、人工リーフ等の設置工事も実施しておりますけれども、まだまだ不十分、あるいは根本的な解決に至っていないといったのが現状でございます。

したがいまして、今後の河川整備計画の策定の中では、そういった状況を踏まえて、総合的な土砂管理の取り組みについて検討していただけるものと思っておりますが、本県も含めまして、流域全体の大きな課題といたしまして取り組んでいただき、ぜひとも、一日も早く効果発揮できるようにと望んでおります。

整備方針の中では、これらの土砂問題、大きな課題として認識をしていただいておりますので、ぜひとも、今後の整備の段階でも、よろしく願いをさせていただければ幸いです。

以上でございます。

【分科会長】 ありがとうございます。

それでは、続きまして、委員の代理の方、お願いします。

【委員】 でございます。奈良県の課題は、一番大きいのは、土砂の問題だと思っています。それと、濁水、瀬切れ等々でございます。濁水、瀬切れ等につきましては、本文のほうに、かなり反映をしていただいた。土砂管理についても、かなり反映していただいたと思っています。

問題は、それを具体的に、今後どうやっていくかということが非常に大きな課題でございまして、先ほど三重県さんもおっしゃられましたように、早期に、そういった地域の中で、それを取り組める体制を、ぜひとも国土交通省にイニシアチブをとっていただき、技術的な助言もいただきながら対応を考えていきたいと思っています。

特に、上流部であります。こういう土砂堆積によりまして、氾濫等も起きている箇所もございまして、早急な流域全体の取り組みを進めさせていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【分科会長】 ありがとうございます。

それでは、最後に、委員の代理の方からお願いいたします。

【委員】 代理の でございます。

まず、小委員会、そして本日の分科会で、新宮川水系をご審議いただきまして、まことにありがとうございます。

和歌山県といたしまして、資料4 - 3の12ページを拝見いたしますと、水質及び濁水について、関連事業ですとか関係機関との連携・調整を図りながら対策を進めていくという記載もございますので、特に修正等の意見はございません。どうもありがとうございました。

【分科会長】 どうもありがとうございました。

それでは、付議案件に対する当分科会の結論を出したいと思います。

ただいまご審議いただきました、鈴鹿川水系、梯川水系及び新宮川水系に係る河川整備基本方針の策定につきましては当分科会として、適当と認めることといたしたいと思いたすがいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【分科会長】 ありがとうございました。それでは、そのようにさせていただきます。

各委員の皆さんからいただきましたご意見等は、いずれも貴重なものでございますので、今後、事務局におきましても、これを十分に検討し、施策の上に取り入れていただきたいと思いたす。

なお、社会資本整備審議会運営規則第8条第2項により「分科会の議決は会長が適当と認めるときは審議会の議決とすることができる」こととされていますので、本件につきましては、会長のご承認を得て審議会の議決といたしたいと思いたす。

それでは最後に、今回の議事録につきましては、内容について各委員の確認を得た後、発言者氏名を除いて、国土交通省大臣官房広報課及びインターネットにおいて、一般公開することといたします。

第35回社会資本整備審議会河川分科会の議題は以上でございます。

【事務局】 ありがとうございました。

それでは、一たん、ここで第35回社会資本整備審議会河川分科会を終了いたしますが、この後、休憩をとりまして、第36回社会資本整備審議会河川分科会を開催させていただきますので、よろしくお願いいいたします。どうぞよろしくお願いいします。

了